

令和4年9月吉日

法友倶楽部各期代表の先生方

会派内同期交流会に対する補助について

令和4年度（2022年度）法友倶楽部
幹事長 森 直 也

謹啓 皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大による環境の変化の中においても、それぞれに職務及び会務にご精励のことと拝察いたします。

早速で恐縮ですが、感染第7波も出口に差し掛かってきましたので、昨年度幹事会で承認され、実施時期について検討することとなっております「会派内同期交流会」への補助の実施について、各期代表の先生方にご説明を差し上げます。

一昨年度及び昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で会派内各種行事が軒並み中止ないしリモート開催となったこと、特にジュニア旅行が2年間にわたり行えなかったことの影響は大きく、入会当初の大事な時期に新入会員の同期間のつながりを十分に持てない状況となってしまいました。そこで、法友倶楽部会内の親睦の源泉ともいふべき（とりわけ若手の）同期会員同士の親睦を促進すべく、一定の要件のもとで飲食等を伴う同期交流会を開いていただいた場合には、会派からその費用の一部について補助金を提供する案が昨年度執行部からなされ、昨年度幹事会で承認されました。これを受けて、本年度執行部から、今般、下記の通り、会派内同期交流会に対する補助の要綱をお伝えさせていただきます。

各期代表の先生方におかれましては、同期の会員にお声かけいただき、今般の同期交流会企画趣旨をお伝えいただいたうえで、積極的に実施いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<同期交流会補助要領>

補助の条件について

- ① 同期会員全員に声をかけていただくこと（期ごとに一回の補助となりますので全員にお声がけください。同期会員の連絡先と連絡方法については常幹にお問い合わせください。）
- ② 3人以上の飲食を伴う交流会をもっていただくこと（2名以下の期については、他の期の法友倶楽部会員とあわせて3名以上の会としてください。）
- ③ 交流会実施後、交流会の写真及び領収書を常幹に提出していただくこと（FAX、PDF等データでも結構です。）
- ④ 広報委員会から依頼があった場合には、どなたか1名に広報用の記事（HPないし広報誌）を書いていただくこと
- ⑤ 2023年3月15日までに庶務担当副幹事長宛に申請いただくこと

補助金の支給について

交流会当日までに各期代表者宛に交付ないし振込いたします。

- ・ 58期まで 1万円まで
- ・ 59期～63期 2万円まで
- ・ 64期以降 3万円まで